



4月1日に告示・4月10日に投票

兵庫県議会議員選挙

任期満了にともなう兵庫県議会議員選挙は、4月1日(金)に告示され、投票日は、4月10日(日)です。
 あなたの意見を県政に反映させるための大切な選挙です。よく考え、自由な意思で投票し、あなたの貴重な一票を生かしましょう。

投票できる人

投票のできる人は、平成3年4月11日(含む)までに生まれた人で、平成22年12月31日以前から引き続き町の住民基本台帳に登録されている人です。

また、平成23年1月1日以後に県内市町間で住所を移転された人は、前住所地で投票することになります。この場合、「引き続き県内居住証明書」を提示し、前住所地で投票してください。該当する人は同証明書を、あらかじめいずれかの市区町の住民担当課(市民課)に申し出て、交付を受けてください。
 なお、他府県へ転出される

投票所と入場券

投票所は、大字や各地区内の有権者と地理的な要因などによって決められており、町内14箇所に設置します(裏面一覧表のとおり)。
 また、投票入場券を郵送していただきます。投票日当日、あるいは期日前投票時にご持参ください。なお、入場券がなくても選挙人名簿に登録されている人は投票できますので、当日係員に申し出てください。

期日前投票は4月2日から開始

選挙期日に、仕事や旅行、ショッピングなどで投票に行くことができない人は、あらかじめ期日前投票を済ませておきましょう。期日前投票所は、役場と日生住民センターの2箇所に開設します。ただし、日生住民センターは4月6日から開設します。投票時間は、午前8時30分から午後8時までで、入場券が到着している場合はご持参ください。(印鑑不要・開設場所などは下記参照)

不在者投票

遠隔地での不在者投票(名簿登録地の市区町村以外の市区町村で投票)や郵便等投票、指定施設(病院、老人ホームなど)における不在者投票は次のとおり行われます。
遠隔地での不在者投票
 仕事先、旅行先などの滞在地の市区町村選挙管理委員会に不在者投票をすることが

選挙公報

各候補者の経歴や抱負などを掲載した選挙公報は、新聞折り込みで配布します。新聞を購読されていないご家庭には郵送します。また、役場窓口、日生・六瀬住民センター、生涯学習センターにも備えていますのでご利用ください。

郵便等による不在者投票

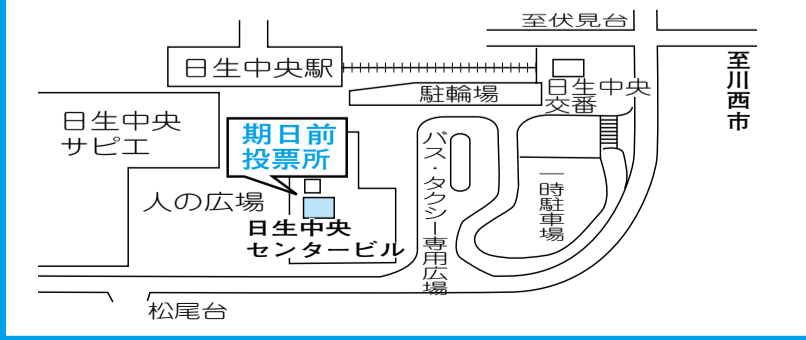
この制度は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳をお持ちで身体に重度の障害がある人や、介護保険法による要介護者の人で、定められた要件に該当する人が、居住の場所

贈らない 求めない 受け取らない

3ない運動で明るい選挙を
 公職選挙法では、政治家や候補者または候補者になろうとする人が、有権者に「寄附」をすることを禁止しています。また、有権者もこれらの寄附を求めたり、受け取ったりしてもいけません。
 きれいな選挙は、正しい民主政治の基礎です。ルール違反がないか有権者がしっかり見守り、明るい選挙を実現しましょう。

期日前投票所の開設

投票所	開設期間	時間
役場1階会議室	4月2日(土) ~ 4月9日(土)	午前8時30分 ~ 午後8時
日生住民センター会議室(センタービル2階): 下図参照	4月6日(水) ~ 4月9日(土)	



代理投票・点字投票

身体が不自由などの理由で自分で候補者の氏名が記入できない人には、選挙期日における投票所および期日前投票所において、係員が代筆する「代理投票制度」があります。また、「点字投票」制度もありますので、係員にお申し出ください。

開票

開票は、投票日当日、午後9時から社会福祉会館で行い、開票状況は館内および本町インターネットホームページで発表します(ホームページアドレスは、広報紙下部に記載)。

問合せ
 町選挙管理委員会事務局(総務課内)
 ☎766-8708